



全ての飲食店等に

消火器の設置が必要です！

2019年10月1日から

2016年12月に発生した新潟県糸魚川市における大規模な火災により、消防法令が改正！

2019年9月30日まで

飲食店等は延べ面積
150㎡から消火器の
設置が必要



2019年10月1日から

原則として飲食店等は、延べ
面積に関わらず、消火器の設置
が必要

ただし、次のいずれかに該当する場合は、設置の義務にはなりません！

- 火を使用する設備又は器具を設けていない場合（IHコンロのみの場合など）
- 火を使用する設備又は器具に調理油過熱防止装置（鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置）を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に自動消火装置（厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置）を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けた場合（カセットコンロに設けられ、過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して自動的にボンベを外す装置〈いわゆる「圧力感知安全装置」が設置された場合など〉）



宇治市宣伝大使
ちはや姫

消防用設備等の点検と報告

今回の消防法令の改正により、新たに設置した消火器は、消防法第17条の3の3に基づき6か月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署に報告することが必要となります。

- ・機器点検：6か月に1回
- ・点検報告：1年に1回（管轄の消防署長あて）

消火器の点検報告には、総務省消防庁作成の「消火器点検アプリ（施行版）」が便利です！
「App Store」や「Google Play」で『消火器点検アプリ』と検索してください。

※ 現在は施行版ですが、検証された後に本運用される予定です。

消防署への届出

今回の改正により消火器の設置が必要な飲食店等は、管轄の消防署に各種届出が必要となります。

各種届出に関するお問い合わせは、管轄の消防署
または消防本部まで！



消火器の使用方法

火災が小さいうちに消火する「初期消火」には、消火器が有効です。火を使用する厨房などに設置し、いつでも使えるようにしましょう。

- 1 あわてずに消火器上部の安全栓を抜き、燃えている物に近づく。(およそ3~6m)
- 2 ホース、ノズルを火元に向ける。
- 3 レバーを強くにぎり、燃えている物に直接放射する。



防火レンジャー
消すんじゃー



火災を大きくしないためには、素早く消火することが大切です。

(注意)

消火器などによる消火は、鍋の中だけが燃えているなど、火災が小さいうちの初期消火に有効ですが、天井まで燃え広がっているような火災の場合は、消火器での初期消火は難しいので、無理に消火せず、すぐに避難しましょう。

消防法令に基づき設置する消火器は、業務用消火器をお願いします！

消火器設置に関するご相談やご質問は、
管轄の消防署または消防本部までお気軽にどうぞ!!

中消防署 39-9410

東消防署

39-9415

西消防署 39-9413

消防本部予防課

39-9402

宇 治 市 消 防 本 部